

本校では、いじめ防止のため、以下の方針で取り組む。

(1) 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、生徒が相談する相手を選ぶことができるようにしたりするなど、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。

(2) 指導の充実・毅然とした指導の徹底

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるため、道徳の授業を指導の要とし、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。

なお、いじめる側の生徒に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。なお、暴行や恐喝等の事例に関しては関係機関と連携して対応する。

(3) 校内組織の充実

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止対策委員会(校長、教頭、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を置くものとする。また、いじめがあったと確認された場合は、教育委員会の支援を受け、

- (1) いじめの事実確認、
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、
- (3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を円滑に行うものとする。

(4) 保護者と一体となったいじめ改善(被害生徒・保護者への支援)

いじめを受けた生徒又はその保護者に対しては、いじめ防止対策委員会を機能させ、支援に万全を期す。

(5) 保護者と一体となったいじめ改善(加害生徒への指導・保護者への助言)

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、教育委員会や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

(6) 教職員研修の実施

生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

(7) 情報の共有

学校がいじめと認知したケースについては、聞き取りやアンケート等を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。合わせて、継続観察と必要に応じた指導を行う。また、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、いじめ防止委員会により連携、個別相談等により、いじめの有無を確認する。

(8) 情報モラル講習会の充実・学校だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信

講習会の充実を図り、メールやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。また、いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を広く保護者に発信する。

(9) 重大事態対処

万が一、重大事態が発生した場合は、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。合わせて、教育長に重大事態が発生した旨の報告を行う。場合によっては、調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。